

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 西 田 智 男

記

- 1 監査の種類 定例監査
- 2 監査実施日 平成 25 年 10 月 18 日 産業観光部、政策推進部  
平成 25 年 10 月 28 日 消防本部  
平成 25 年 11 月 15 日 福祉部

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた関係帳簿、証ひょう類等について、試査により内容調査、照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

監査の対象	監 査 結 果
産業観光部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (観光交流課) ・観光振興事業委託契約など、契約履行や検査時に疑義が生じないための詳細を記載した業務仕様書等が未整備の委託契約があった。 ・着地型観光バス事業補助金など、補助事業内容に疑義が生じないための詳細が事業計画書に記載されていない補助事業があった。
政策推進部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
消防本部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。
福祉部	財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり指摘事項が見受けられた。 (社会福祉課) ・知的障害者育成会療育訓練事業補助金など、交付に当たり根拠規定を誤って手続したものがあった。

## 5 意見・要望

補助金の交付に当たっては、要綱等に基づき補助の根拠・目的・内容・対象経費等の十分な確認をするとともに、補助事業執行の適切な指導を行い、補助金事務の適正な執行を図りたい。

また、福祉に関する使用料等については応益負担の考えを取り入れるなど、適正、公平な負担となるよう考慮されたい。